

夢や希望をもち 未来を切り拓く 人づくり

第4期

あさぎり町教育振興基本計画

(案)



あさぎり町教育委員会

はじめに

現在、人口減少、少子・高齢化、新型コロナウイルス感染症、自然災害、物価高騰、格差社会の拡大など多くの課題があり、今後も、人々の生活に影響を及ぼす様々な変化が現れてくることが予想されます。また、いじめや不登校の増加、子どもの貧困の問題など多種多様な課題がある中で、教育の果たす役割はますます重要となり、教育のあり方そのものも一層の進化が求められています。

これからの時代を生きていくため、子どもたちには「課題を見出し、主体的に考え、自分と異なる多様な他者と協働しながら、答えのないものに向かって議論し、納得解（自分が納得でき、かつ他人を納得させられる解）を生み出していく力」が求められます。また、地域や社会には「自分らしさを発揮し、安心して生活することのできる生涯学習社会の実現」が求められています。

このような中、あさぎり町教育委員会では、国や熊本県の動向、あさぎり町の子どもたちや教育を取り巻く状況を踏まえて、これまで掲げてきた基本理念を基本的に引き継ぎ、その実現をめざして、「第4期あさぎり町教育振興基本計画」を策定しました。

あさぎり町教育委員会では、この新たな教育振興基本計画の下で、子どもを中心に、学校、家庭、地域、行政を含めた「五者」が連携した、あさぎり町ならではの特色ある教育を推進してまいります。

今後とも、第4期あさぎり町教育振興基本計画の推進につきまして、町民の皆様の一っそうの御支援や御協力をよろしくお願いいたします。

令和7年

あさぎり町教育長 椎 葉 勇 二

目 次

はじめに	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な考え方	
(1) 計画の性格	1
(2) 計画の期間	1
3 教育をめぐる現状と課題	
(1) 学校教育の現状と課題	2
(2) 生涯学習・生涯スポーツの現状と課題	5
(3) 文化芸術の振興の現状と課題	7
(4) 人権尊重の推進の現状と課題	8
4 基本理念と基本目標	
(1) 基本理念	9
(2) 基本目標	9
5 具体的施策	
(1) 学校教育	
ア 確かな学力の育成	11
イ 特別支援教育の推進・啓発	12
ウ 豊かな心の育成	13
エ 健やかな体の育成	14
オ 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進	16
カ 社会の変化に対応した教育の推進	17
キ 教職員の資質向上	18
(2) 生涯学習・生涯スポーツ	
ア 生涯学習の推進	19
イ 生涯スポーツの推進	20
ウ 生涯学習・スポーツ関連施設	21
(3) 文化芸術の振興	
ア 文化芸術環境の創造	22
イ 文化財の保存・活用（保存、文化財理解、郷土愛）	23
ウ 伝統芸能の保存・継承	24
(4) 人権尊重の推進	
ア 人権教育・啓発の推進	24
6 計画の推進	
(1) 教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携	26
(2) 計画の進行管理と見直し	26
(3) 計画の周知	26

1 計画策定の趣旨

- あさぎり町では、教育基本法第17条^{※1}の規定に基づき「第1期あさぎり町教育振興基本計画」（平成25年度～平成29年度）を、続いて「第2期あさぎり町教育振興基本計画」（平成30年度～令和4年度）、「第3期あさぎり町教育振興基本計画」（令和5年度～令和6年度）を策定し、具体的な取組を推進してきました。
- この間、教育行政においては、超スマート社会^{※2}（Society5.0）の実現に向けた動きや災害に対応した防災教育、いじめ・不登校、少子・高齢化、教職員の働き方改革の推進など、加速度を増す社会の変化に対応していく必要がありました。また、人生百年時代を迎え、町民一人一人が活躍し豊かに生きていくための生涯にわたる学習や能力の向上を支える取組が必要となってきました。
- このような状況の中、本町では社会の変化や新たな課題に対応して具体的に取組んでいくため、教育基本法や国、県の「教育振興基本計画」の内容を踏まえて「第4期あさぎり町教育振興基本計画（以下「本計画」という）」を策定するものです。

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画の性格

- 本計画は、あさぎり町の教育行政を総合的かつ計画的に推進していく拠り所となるものであり、「人が集い 支えあう 未来へつなぐ『あさぎり町』」の実現を目指すための指標を示すものです。
- 本計画は、第3期計画の後継計画であり、本町が抱える教育課題を解決し、本町教育への新たな要請に対応する内容とします。

(2) 計画の期間

- 本計画は、令和7年度から令和10年までの4年間とします。

※1：第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※2：狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を指す。

3 教育をめぐる現状と課題

(1) 学校教育の現状と課題

ア 確かな学力^{※3}の育成

- 学力向上に向けた取組については、学校教育だけでなく児童生徒を取り巻く家庭や地域、行政を含めて、多面的・多角的な視点から総合的に取り組んでいく必要があります。また、これまでの教育実践とICT^{※4}活用とを最適に組み合わせていくなどの授業改善に取り組んでいく必要があります。
- 社会の多様化・複雑化が加速する次代を生き抜くためには、知識・技能の習得にとどまらず、未知の状況においても思考・判断・表現できる対応力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力など、「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を育成する必要があります。

イ 特別支援教育

- 特別な教育的支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、多様な子どもの状況や発達段階を踏まえた支援とともに、保護者への対応も含めた学校等の役割が求められています。
- 子どもの発達や情緒・行動に関する相談窓口が、福祉・教育・保健と複数にわたり、子どもの成長（年齢）によって、支援担当機関が交替する状況にあることから、担当機関の連携が重要になっています。

ウ 豊かな心の育成

- ライフスタイルの変化や人間関係の希薄化など価値観の多様化が進むとともに、社会の変化を背景とした児童生徒の規範意識の低下、善悪の判断力や公共心の欠如などが課題となっています。
- いじめや差別の根絶に向けた「心の教育」を推進するため、道徳教育や人権教育の充実を図り、児童生徒の豊かな心、思いやりの心を醸成していくことが求められています。

※3：基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた学力のこと。

※4：Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関する技術の総称。

- いじめや問題行動、不登校など複雑化・多様化する課題に対する生徒指導の充実や関係機関との連携が求められています。

エ 健やかな体の育成

- 児童生徒が生涯にわたって健康かつ豊かな生活を送るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果や各種統計資料などの分析に基づいた取組が重要になっています。
- 夜型生活の低年齢化、日常的な身体活動の不足等による生活習慣の乱れが見られます。児童生徒の健康課題は生活習慣と関係が深いことから、望ましい生活習慣を身に付けさせるために健康教育の一層の充実が求められています。
- 学校の管理下においては、児童生徒の命や安全を守るために、台風や豪雨・地震などの自然災害に加え、火災や不審者侵入、感染症や熱中症などの様々な状況を想定し、定期・臨時の調査や訓練を行うなど適切に対応していく必要があります。また、そのためには保護者や地域住民等との連携を図るための体制づくりを進めていく必要があります。
- 健康な身体を維持するために必要な食に対する知識や技能を育てるとともに、生産者への感謝や食物を大切にす気持ち育てる食育指導を充実していくことが重要です。

オ 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進

- 郷土の担い手である子どもが、夢と希望に満ち、心身ともに健やかに成長することは、町民すべての願いであり、そのためには、学校・家庭・地域・行政及び関係機関が連携し、子どもにとって安心で安全な地域づくりを進めることが重要です。
- 地域社会全体で子どもを育むためには、家庭や地域などとの様々な分野での連携・協働を進める仕組みやコーディネーターの位置づけなどの体制を整備していく必要があります。
- 基本的な生活習慣や学習習慣に課題が見られる子どもも少なくありません。早寝早起きなどの生活リズムやゲーム・スマートフォンの使い方、家庭学習の習慣化など、学校と家庭とが連携を図りながら、子どもの成長の基盤づくりを進めていくことが重要です。

- 児童虐待、子どもの貧困、育児放棄、家庭の教育力の低下など、子どもを取り巻く環境には、いまだ多くの課題があることから、家庭・地域・社会が協働して未来を担う子どもの成長を支えていくとともに、社会全体で子どもが健やかに育つ環境づくりを進めていく必要があります。

カ 社会の変化に対応した教育の推進

- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごすことから、高い安全性が求められます。また、体育館などの施設は、地域防災の観点から避難所としての機能を有しています。今後、施設の老朽化に伴う改修などにより長寿命化を図っていく必要があります。
- 現在、GIGAスクール構想^{※5}の実現に向け、すべての児童生徒にタブレットを配付するなど、様々な学習場面でICTの活用が進んでいます。

このような中、児童生徒の情報に関する資質や能力、情報モラルなどを育てていくためには、ICTを活用した授業を工夫改善していくことが教職員にも求められます。

- 地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など、環境問題は国境を越えて深刻になっています。近年では、国際理解、環境、人権、平和など地球規模の課題解決に取り組む、持続可能な開発（SDGs^{※6}）のための教育の実践が求められています。学校においては、教科等の学習と関連を図りながらSDGsの取組を進めていく必要があります。
- これからの社会の変化に対応するために、男女の平等や役割に関することや少子高齢化問題、主権者教育、消費者教育などの現代的な課題に対して、教科指導などとの関連を図りながら指導を進めていくことが重要になっています。

※5：子どもたちにパソコンやタブレットなどのデジタル機器やそれらを活用するためのネットワーク環境を用意し、子どもの個性に合わせた教育環境を実現することで、より効果的に学力を伸ばす取組のこと。

※6：持続可能な開発目標（SDGs Sustainable Development Goals）のこと。貧困や不平等、環境破壊など様々な問題を解決し、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

- 町内小学校では、少子化に伴い、今後、学級数の減少や複式による学級編制が課題となってきます。新しい時代に対応した教育環境を整備するために、あさぎり町学校規模等適正化審議会が設置されています。

キ 教員の資質の向上

- 新しい時代に求められる児童生徒の資質・能力を育てるためには、教職員にも技術革新やグローバル化^{※7}の進展等、社会の急激な変化に対応していくことが求められています。一方で、教職員のなり手の減少や多忙化の問題など解決しなければならない課題もあります。教職員を確保するとともに、児童生徒とのふれ合いや教職員としての研究・修養を深めるための時間を生み出していくことが重要です。
- 学校における働き方改革を推進するため、学校への支援スタッフの派遣や部活動の検討などの環境整備に努めるとともに、保護者・地域への啓発活動に取り組んでいきます。また、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実を図ります。

(2) 生涯学習・生涯スポーツの現状と課題

ア 生涯学習の推進

- 町民一人一人が、生涯にわたって生きがいをもって人生を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰でも、共に学ぶことのできる生涯学習を推進します。
また、生涯学習をとおして、あさぎり町の「人づくり、まちづくり」へとつなげていきます。
- 人々は物の豊かさだけでなく、心の豊かさも求めるようになり、自身の個性や生き方を尊重する方向へと変わってきています。また、情報通信技術革新に伴い、個人情報や安全管理や大量の情報を取捨選択し活用できる個人スキルの取得など、これまでにない学びの機会の提供が必要となっています。

※7：人、物、情報の国際的移動が国や地域などの地理的境界・枠組みを越えて大規模に行われるようになり、地球規模で統合・一体化されること。

イ 生涯スポーツの推進

- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、人と人、地域と地域などのつながりを向上させる手段として、大きな期待が寄せられています。
- 町民相互の交流を深める施策として、スポーツフェスティバル、各支部町民体育祭、各支部球技大会、あさぎり町健幸駅伝大会等を開催しています。しかしながら、スポーツ行事等への参加者は減少傾向にあります。このことから、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」を合言葉として、全ての町民が気軽にスポーツに親しむことができる施策を展開していく必要があります。

ウ 生涯学習・スポーツ関連施設

- 生涯学習センターやせきれい館などの生涯学習施設、須恵文化ホール等の文化施設は、それぞれの設置目的に沿って運営しています。建設から相当の期間が経過した施設もあり、随時、老朽化に伴う改修を行ってきました。今後、地域の多様なニーズに応え、安全かつ安心して利用できるよう、施設の有効活用及び計画的な改修を進めていく必要があります。
- 生涯学習施設である公民分館の新築や改修工事の要望が区からあった場合は、事業内容の協議を行い事業費の補助を行っています。今後は、将来的な人口減少を見据えて、公民館活動の単位となる公民分館の再編などを含め検討していく必要もあります。
- 町内の公共スポーツ施設等は、町民だけでなく町外の人にも多く利用されています。しかし、老朽化が進んでいる施設もあるため、施設の状況に応じた改修・整備を計画的に進めていく必要があります。
施設の改修・整備にあたっては、利用者のニーズや災害避難所としての機能などを改修・整備計画に反映していくことが重要になってきます。

(3) 文化芸術の振興の現状と課題

ア 文化芸術環境の創造

- 文化芸術活動に取り組む町民や文化芸術団体の人材の高齢化が進んでおり、新たな会員の確保や担い手の育成が必要です。
- 文化芸術に親しむことは、豊かな情操と創造性を育み、生きる喜びを見出し、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合える心豊かな社会の形成につながります。今後、地域や世代の特色に応じた文化芸術を継承・発展させていくとともに、文化芸術の振興の方向性を探り、新たな文化を創造していくために、町民・行政・関係機関が連携を強化し、文化芸術振興を支えていくことが求められています。

イ 文化財の保存・活用

- 本町を含む人吉球磨地方は縄文時代以前からの文化遺産が数多く残され、文化財の宝庫ともいわれています。現在、本町は国指定4件、県指定9件、町指定131件の指定文化財を有しています。国指定の重要文化財には才園古墳から出土した「鍔金獣帯鏡」（りゅうきんじゅうたいきょう）や荒茂毘沙門堂の木造毘沙門天立像・木造二天王立像、阿蘇釈迦堂の木造釈迦如来坐像・木造二天王立像、人吉球磨の広域で指定されている球磨神楽があり、県指定の重要文化財には、宮原観音堂といった中世の建造物や古墳時代の史跡などがあります。また、文化財・環境保全地区や登録文化財が9件あります。

これらの地区の文化財等をいかに保護し、活用していくかが大きな課題となっています。さらには、未指定の文化財も現存しており、今後の保存・活用計画の検討も課題となっています。

ウ 伝統芸能の保存・継承

- 本町には太鼓踊りや猿踊り、神楽などの22の伝統芸能保持団体^{※8}がありますが、近年では、高齢化や少子化に伴い、地域に受け継がれてきた伝統芸能の継承が課題となっています。

※8：国、熊本県、あさぎり町から指定無形民俗文化財に指定された文化財を保持する団体。(国2・県1・町19)

(4) 人権尊重の推進の現状と課題

- これまで、関係機関や関係団体とも連携し、部落差別（同和問題）をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人、外国人等をめぐる人権問題の解決にむけ、様々な取組を進めてきました。近年では、インターネット上の人権侵害やLGBTQ+※⁹などの性的マイノリティ※¹⁰への人権課題が新たに浮上してきています。また、新型コロナウイルス感染症を理由にした差別や偏見が取りざたされるなど、人権問題は多様化しています。社会環境の変化に伴い多様化する人権問題に対し、正確な知識をもって正しく理解し、多様性を認め合うことが大切です。
- 「ジェンダー※¹¹平等の実現と女性・女児のエンパワーメント※¹²」は、SDGsの重要なテーマです。一人一人の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の創造に向けて取り組んでいく必要があります。

※9：L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシャル）、T（トランスジェンダー）、Q（クエスチョニング）の5つの頭文字を取った言葉に、「+（プラスアルファ）」を付けた通称。性の認識が多様になる現代社会で、性は「男性と女性だけ」ではないということを広めるために使われる。

※10：性的マジョリティ（性的多数者：自分の性別に違和感のない異性愛者）の対義語。性的少数者。同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。

※11：生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。

※12：社会の組織の一人一人が、抑圧されることなく力を付けることで、大きな影響を与えるようになること。

4 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

夢や希望をもち 未来を切り拓く 人づくり

- 本町では、令和6年度からの8年間を計画期間とする「第3次あさぎり町総合計画」がスタートし、「人が集い 支えあう 未来へつなぐ『あさぎり町』」を目指したまちづくりが進められています。
- 社会が安定期から変革期に移行する時代において、人口減少社会、少子・高齢化、多様な価値観の広がり、育児・家事・仕事のジェンダー平等、デジタル化、地球温暖化など、多くの課題が存在しています。

このような状況の中、これからの社会を見据え願うことは、どのような社会状況においても、夢や希望をもち、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動しながら、いきいきと躍動する町民の姿です。また、町民一人一人がお互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会の姿です。そして、そのような町民を育て、社会をつくるのが、人づくりを担う教育の大切な役割と考えます。
- 以上のようなことから、一人一人が自分の可能性を信じ、夢や希望をもって、自らの人生とあさぎり町の未来を切り拓いてほしいという思いを込めて、教育振興基本計画の基本理念を「夢や希望をもち 未来を切り拓く 人づくり」と掲げ、さらなる本町教育の振興を図ります。

(2) 基本目標

ア 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

学校教育においては、次代を担う子どもたちの自立と成長を保障するために、「生きる力」を一人一人に確実に身に付けさせることが求められています。学習指導要領では、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」が、「生きる力」の3つの柱とされており、これらのバランスのとれた教育を進めることが

重要となります。一人一人の子どもに応じたきめ細やかな教育を推進し、子どもたちの自己実現に向け、「生きる力」を育みます。

イ 学校・家庭・地域の連携を深め、地域社会全体の教育力を高めます

社会の変化に伴い、家庭や地域の在り方、その機能も変化しています。家庭や地域の自主性を尊重しつつ、子どもたちを中心に、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに連携しながら、地域社会全体で教育を推進することが求められています。そのために、地域の多くの大人が子どもへの教育について関心をもち、地域社会全体で五者連携による子どもを育む気運を高め、地域社会の教育力を高めます。

ウ 人生を豊かに生きるために、生涯にわたって楽しく学び続ける機会や場、活躍を支える仕組みを整えます

人生100年時代、Society5.0など、社会の大きな転換点を迎える中で、時代の変化に柔軟に対応し、豊かな人生を送るためには、それまでの教養に加え新たな知識・技能を身に付けていくことが求められています。このことから、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、学習の成果を地域・社会の問題解決につなげていくことができるように、人と地域を育む生涯学習・スポーツ・文化活動の推進を図ります。

エ 伝統文化を尊重し、わが郷土に誇りをもつ態度を育てます

本町をはじめ人吉球磨地方は文化財の宝庫と言われています。郷土への理解と愛着を育む文化財を保存・継承するとともに、学校教育や社会教育に有効活用されるように環境を整えていきます。また、これまで継承されてきた伝統芸能など貴重な文化遺産を活用し、町民の郷土への愛着と誇りを育みます。

オ 豊かな心をもち生命や人権を尊重するあたたかい人を育みます

すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする態度を育むことが求められています。そのために、人権教育及び心の教育の充実を図り、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、社会の一員として生きていくために必要な資質や能力を育てます。

5 具体的施策

(1) 学校教育

ア 確かな学力の育成

【施策の方向性】

児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力」を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進します。

【主な取組】

- ◇ 「熊本の学び推進プラン」^{※12}に基づいた各学校の取組を支援するため、本町指導主事を各学校へ計画的に派遣します。
- ◇ あさぎり町学校ICT教育推進部会を核として、児童生徒の学力向上につながるICTの効果的な活用を推進します。
- ◇ 英語教育の充実に向けて、小中学校間の連携を図り、児童生徒の実態把握や授業改善に取り組みます。また、ALT^{※13}とのチーム・ティーチングによる英語教育の充実を図ります。
- ◇ 各学校に配置した図書司書補による読書環境の整備を図るとともに、蔵書数が図書標準を達成できるよう努めます。また、朝の読書や読み聞かせ、調べ学習など、児童生徒が本に親しむ活動を推進することにより、児童生徒1人当たりの読書冊数の増加に努めます。
- ◇ 全国学力・学習状況調査や熊本県学力・学習状況調査などを活用し、指導方法の工夫改善に生かすPDCA^{※14}サイクルを確立し、学力の確実な定着と向上を図ります。

※12：「熊本の学び」総合構想会議からの提言を受け、県教育委員会が策定する義務教育段階における学力向上に関する計画

※13：外国語を母国語とする外国語指導助手。小学校や中学校に児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に教育委員会から学校に配置し、授業を補助している。

※14：Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返して、継続的に授業改善を進めていくこと。

取組指標	現状値 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R10)
熊本県学力・学習状況調査において、「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合	77%	80%	85%
熊本県学力・学習状況調査において、「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合	81%	85%	90%
授業改善に向けて、研究授業や授業公開などに取り組んでいる職員の割合	83%	86%	90%

イ 特別支援教育^{※15}の推進・啓発

【施策の方向性】

特別支援教育を基盤として、障がいの有無にかかわらず、すべての児童生徒が互いの違いや個性を認め合う学校・学級づくり、そして、すべての児童生徒の成長を促進する基盤的な環境整備を進め、共生社会の実現を目指します。

【主な取組】

- ◇ すべての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導など、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりに努め、児童生徒一人一人にきめ細やかな支援を行います。
- ◇ 一人一人の教育的ニーズに応えるため、特別支援教育支援員^{※16}の適正な配置による支援体制の充実を図ります。
- ◇ あさぎり町特別支援連携協議会を母体とし、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校、南稜高等学校及び関係機関が連携して特別支援教育を推進します。
- ◇ 関係課との連携を図り、特別支援教育に関する相談体制を整備するとともに、丁寧な情報提供に努めます。
- ◇ 人吉球磨地域特別支援連携協議会との連携を深め、巡回相談員の積極的な活用を図ります。

※15：特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒をはじめ、通常学級に在籍し特別に支援が必要な児童生徒を対象とする教育。

※16：障がいのある児童生徒をはじめ、困り感のある児童生徒の日常生活動作の介助を行ったり、学習上のサポートなどを行ったりすることが主な役割とされている。

- ◇ 個別の教育支援計画・指導計画の作成及び活用、校内支援委員会の開催、職員研修の実施、特別支援教育コーディネーターの育成、インクルーシブ教育^{※17}システムの構築など、総合的に校内支援体制を整備します。

ウ 豊かな心の育成

【施策の方向性】

「特別の教科 道徳」を要とし、すべての教育活動をとおして、生命尊重や思いやりの心などを育むとともに、他者の人格・個性・立場を尊重する態度を育てます。また、いじめや差別のない社会の実現に向けて自ら考え行動する態度を育てます。

【主な取組】

- ◇ 体験活動を生かすことや魅力的な教材を開発することで「特別の教科 道徳」の時間の充実を図ります。また、授業を家庭や地域に公開し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。
- ◇ 幼・保等、小、中が家庭と連携し、「あさぎり町幼・保等、小、中連携カリキュラム」を基に、基本的な生活習慣の確立を図り、道徳性や規範意識を育てます。
- ◇ あさぎり町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- ◇ 不登校兆候を示す児童生徒の早期発見・早期対応、不登校児童生徒へのきめ細やかで継続的な支援を組織的・計画的に行います。また、関係機関との連携を深め、様々な悩みに対応する教育相談・支援体制の充実を図るなど、積極的な生徒指導に努めます。
- ◇ 児童生徒一人一人が、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるために、幅広く多様な体験活動の機会を設けます。また、学校と地域及び校種間での円滑な接続を図り、児童生徒が自分の個性を理解し、自分らしさを発揮するとともに、主体的に進路を選択する態度を育てます。

※17：障がいの有無に関係なく、すべての子どもが一緒に学べる教育のこと。

- ◇ 人権が尊重される学校づくりを推進し、自分の人権を大切にするとともに、他者の人権も大切にしようとする意識・意欲・態度を育てます。

エ 健やかな体の育成

【施策の方向性】

体育・保健体育授業の工夫改善や外部人材の活用等により、運動への関心・意欲を高め、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。また、生活習慣の改善や疾病予防のための健康教育を推進するとともに、「食」への知識や態度を育てる食育、自然災害や事故などから自他の命を守る安全教育を推進します。

【主な取組】

- ◇ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を活用した実態把握や教科体育・部活動などの指導方法を工夫改善し、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。
- ◇ 小学校部活動の社会体育への移行や中学校部活動の今後の展開を踏まえ、児童生徒が適切な指導を受けながら、安全にスポーツを継続することができる体制や環境の整備を進めます。
- ◇ 児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康に関する保健指導を行うとともに、定期健康診断による疾病の予防や早期発見に努めます。また、学校と家庭、学校医との連携を図り、感染症の予防や基本的な生活習慣の育成に努めます。
- ◇ 心身に様々な影響を与え健康を損なう原因となる「喫煙・飲酒・薬物乱用やメディア依存など」に関する理解を深め、健康な生活を営むために必要な思考力・判断力を育てます。また、人間の誕生の喜びや、生きることの尊さを知り、自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成に努めます。

- ◇ 今後もすべての小中学校でフッ化物洗口^{※18}事業を継続するとともに、家庭と連携を図りながら食生活や歯磨き指導の充実を図り、むし歯の予防・治療の取組を推進します。
- ◇ 安全な学習環境、生活環境を確保するため、定期的かつ日常的に施設・設備の点検を行います。また、保護者・地域・警察・生活福祉課などの関係機関との連携を密にし、児童生徒の安全と命を守るネットワークの構築に努めます。
- ◇ 身の回りの危険から身を守るために、危険に対する理解を深め、危険を予測し、回避するなどの実践力を育てます。また、自然災害・人的災害などへの備えや災害発生時及び発生後の安全な行動など、かけがえのない命を守る態度や能力の育成に努めます。
- ◇ 学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する知識や選択する力を育成するとともに、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、自ら学び健全な食生活を営むことができる資質や能力を育てます。
- ◇ あさぎり町保健福祉総合計画^{※19}に示された「よりよい生活習慣の形成と健康づくりの推進」事業を関係各課と連携して行い、児童生徒の健康づくりを推進します。

取 組 指 標	現状値 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R10)
むし歯が「ない」または「治療済」の児童生徒の割合	83%	89%	91%

※18：フッ化物洗口液を用いてうがいをし、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させてむし歯を予防する方法。

※19：すべての町民が住み慣れた地域の中で、いきいきとより安心して暮らせるようなまちづくりを目指すための取組の方向性を示したもので、令和7年3月に第5次改訂が行われた。

オ 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進

【施策の方向性】

地域とともにある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域のそれぞれが、その役割と責任を分かち合いながら連携・協働し、児童生徒の健やかな成長を支援します。学校は情報をわかりやすく公開するとともに、学校評価^{※20}を学校経営の改善に生かし、学校・家庭・地域の連携・協働した教育活動を充実させ、地域に根差した特色ある学校づくりに努めます。

【主な取組】

- ◇ 保護者や地域住民の意見を学校運営に直接反映させ、学校・家庭・地域・行政が一体となってよりよい学校をつくり上げていくことを目指すコミュニティ・スクール^{※21}を推進し、「地域とともにある学校づくり」に努めます。
- ◇ 学校は情報をわかりやすく公開するとともに、学校評価を学校経営の改善に生かし、学校・家庭・地域・行政の連携・協働した教育活動を充実させ、地域に根差した特色ある学校づくりに努めます。
- ◇ 地域学校協働活動^{※22}を活用し、学校と保護者・地域の連携を図りながら、地域人材との交流や様々な体験活動などの創意工夫のある教育活動を進めます。
- ◇ 関係団体・機関と連携して、「くまもと家庭教育10か条」^{※23}や「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発に取り組むとともに、「家庭教育支援事業」や「5歳児学級」などを活用して、保護者の悩みや不安を軽減し、家庭の教育力が高められるような学習機会の充実・支援を進めます。

※20：よりよい学校づくりを進めるために、学校が教職員自らあるいは外部の人の援助を得て、学校としての機能をどの程度果たしているのかを評価し、その達成状況により、学校の運営や教育活動等の改善を行う活動。

※21：学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教育法第47条の5）に基づいた仕組み。

※22：幅広い地域住民の参画を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動

※23：教育の原点である家庭において子どもたちに身に付けさせたい基本的ルールやマナーなどを9つの条文にまとめ、さらに「わが家の1か条」を加えたものからできている。

- ◇ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、要保護児童対策協議会、こども家庭センター^{※24}など、関係機関・団体と連携し、地域社会全体で児童生徒の健全育成に努めます。

カ 社会の変化に対応した教育の推進

【施策の方向性】

安全・安心で、時代にふさわしい環境づくりのため、老朽施設・設備の計画的な更新を図るほか、ICT教育環境の整備を進める必要があります。また、少子化に伴い、適正な集団での教育を確保し、友だちと共に楽しく学ぶことのできる教育環境の整備と学校教育の充実について地域とともに検討を進めます。

【主な取組】

- ◇ 学校施設の維持管理と整備について、施設や設備全体の老朽化に対する安全性の確保と、教育・学習環境改善のための機能更新を計画的に進めます。
- ◇ AIや教育ビッグデータなどの先端技術を活用した個別最適化された学びや、ICTを活用した協働的な学びの充実を図り、児童生徒を誰一人取り残すことなく、その力を最大限に引き出していきます。そのためにも、情報機器やソフトウェア類などを計画的に更新・導入し、効果的に活用していきます。
- ◇ インターネットの正しい使い方や個人情報の保護、情報端末機器の過度の利用による健康被害など、家庭と連携を図りながら、自ら考え判断する学習活動を充実させます。
- ◇ 様々な体験活動や外部指導者の活用により環境教育の充実を図り、環境への関心を高め、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する態度、環境保全への実践力などを育成します。また、本町が宣言している「あさぎり町ゼロカーボンシティ2050」^{※25}の実現に向けた意識の高揚を図ります。

※24：子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を有し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談・支援を行う機関のこと。あさぎり町では、R6.4.1に設置された。

※25：2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すこと。

- ◇ あさぎり町学校規模等適正化審議会の答申を受けて、学校規模に起因する様々な教育課題を解消し、児童の教育環境の充実を図ります。また、地域のコミュニティの核としての学校の役割を果たしていくための体制づくりを進めます。

キ 教員の資質向上

【施策の方向性】

新たな時代のニーズや課題に対応できる教職員の資質向上を図るため、各学校の課題に応じた校内研修を支援するとともに、未来の教育に関する研修会を開催する必要があります。また、校務の見直しや日課の工夫など、教職員の負担を軽減することにより、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、一人一人の児童生徒の学びの一層の充実を図ります。

【主な取組】

- ◇ 新たな時代のニーズや課題に対応できる教員の資質向上を図るため、各学校の課題に応じた校内研修を支援するとともに、あさぎり町教職員等研修会を開催します。また、各学校では服務規律の確保、不祥事防止対策の継続と充実のための研修に取り組みます。
- ◇ 校務や日課の見直しなどの各学校における働き方改革を支援し、教職員の負担軽減や児童生徒の学びの一層の充実を図ります。
- ◇ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどがなく、一人一人が意欲をもって教育活動に当たることができる職場環境づくりを進めます。
- ◇ 教職員を対象としたメンタルヘルス相談や心理カウンセリングの充実、ストレスチェックの定期実施など、教職員のメンタルヘルスの維持・増進を図ります。

(2) 生涯学習・生涯スポーツ

ア 生涯学習の推進

【施策の方向性】

生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送るために、主体的に学ぶことができる生涯学習の機会と内容の充実に努めます。また、学びを生かした地域活動への参画をとおして、よりよい地域社会を形成し郷土の発展につなげていくための取組の充実に努めます。

【主な取組】

- ◇ 生涯学習活動の拠点となる「生涯学習センター」「須恵文化ホール」「せきれい館」等、生涯学習関連施設において町民のニーズに応じた管理運営に努め、施設の有効活用を図ります。
- ◇ 生涯学習センター図書館及びせきれい館図書館においては、多様化する利用者のニーズに応えられるよう、幅広く資料を収集・提供します。また、広報あさぎりによる情報提供に努め、子どもから高齢者まであらゆる年代の町民の図書館利用の促進を図り、学習活動を支援します。
- ◇ 婦人会、青年団、PTA、文化協会、子ども会、スポーツ協会等の社会教育団体の活動の活性化に向け、指導助言に努めます。
- ◇ 町内で自主活動をしている社会教育団体の、活動を支える環境づくりや活性化を支援します。
- ◇ 公民館（公民分館）を地域住民のコミュニティ活動や地域の伝統・文化の保護・伝承活動等の拠点として位置づけ、その整備や人材育成に努めます。
- ◇ 町民の多様な学びのニーズの把握に努め、生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るとともに、県や近隣市町村及び関係機関と連携を図りながら、町民のニーズに応じた学習プログラムを開発・実施します。
- ◇ 生涯学習の成果を発表する場や機会の支援に努めるとともに、その成果等を学校教育や地域の活性化に還元できる体制づくりを推進します。

取組指標	現状値 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R10)
生涯学習センター・須恵文化ホール・せきれい館の利用者数(人)	34,514	45,000	45,000
図書館の蔵書数(冊)	20,030	20,100	20,100
生涯学習プログラムの参加者数(人)	16	20	20

イ 生涯スポーツの推進

【施策の方向性】

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であり、人と人、地域と地域などの交流を向上させる有効な手段と言えます。「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」を合言葉として、すべての町民が気軽にスポーツに親しむことができる機会を創出するとともに、幼児期から老年期まで、町民がスポーツを楽しめる施策を展開します。

【主な取組】

- ◇ スポーツの多様性に対応するためにニーズの把握を行うとともに、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがライフステージに応じたスポーツに親しむための機会や情報の提供に努めます。また、スポーツ活動をとおした地域間や世代間の交流の支援、促進を図ります。
- ◇ あさぎり町スポーツ推進委員及びジュニアスポーツ指導者の養成に努めます。
- ◇ 総合型地域スポーツクラブ「ふれあいスポーツクラブあさぎり」^{※26}の活動をさらに推進し、スポーツの振興と世代間の交流を図ります。
- ◇ 幼児期からのスポーツ機会の充実や体力向上に向け、幼児・児童生徒を対象としたスポーツクラブの支援を強化します。

※26：誰もが、いつでも、楽しくスポーツができる環境をつくり、スポーツを通じて地域間・世代間の交流促進することを目的の一つとして20のクラブが活動している。

- ◇ 健康推進課などの関係課と連携し、「第5次あさぎり健康21計画・食育推進計画」^{※27}に沿ったスポーツによる健康づくりを推進します。

取組指標	現状値 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R10)
ふれあいスポーツクラブ会員数(人)	478	450	450

ウ 生涯学習・スポーツ関連施設

【施策の方向性】

生涯学習施設をより長く安全に利用していくために施設の改修や長寿命化対策に取り組むとともに、災害時の避難所としての機能強化に取り組めます。スポーツ活動の拠点となる体育館をはじめとする各スポーツ施設は、スポーツ活動だけでなく、イベント会場や災害時の避難所などとしての機能が求められています。安全で、安心して利用できる施設に向けた環境整備に努めます。

【主な取組】

- ◇ 生涯学習施設及びスポーツ施設などについて、安全性の確保や利用ニーズに即した維持管理を計画的に進めていくとともに、有効活用に努めます。
- ◇ スポーツ施設等においては、広域的なスポーツ行事を開催し、町外からの交流人口の拡大を図るなどの施設の運営に努めます。
- ◇ 須恵文化ホールやせきれい館は、身近な文化芸術活動の場として有効活用に努めます。
- ◇ 災害時の避難所となっている施設においては、災害時の機能充実と強化に取り組めます。また、利用者の健康管理のため体育館等の空調設備の整備を進めます。

※27：健康な生活習慣の実践について、5分野にわたって現状と取組が示してある。(①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③歯・口腔 ④飲酒・喫煙 ⑤こころの健康・休養・睡眠)

取組指標	現状値 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R10)
社会体育施設、学校施設の利用者数 (人)	206,126	200,000 現状維持に努める	200,000 現状維持に努める

(3) 文化芸術の振興

ア 文化芸術環境の創造

【施策の方向性】

誰もが優れた文化芸術に気軽に触れることができる機会の充実を図り、町民の生きがいをづくりを推進します。また、多様な文化芸術活動を推進するため、鑑賞の機会や発表の機会の充実に努めます。

【主な取組】

- ◇ 小中学校では「いきいき芸術体験教室」や「県立劇場アウトリーチ事業」を利用した文化芸術鑑賞を行うなど、優れた舞台芸術に直接触れる機会や場の充実に努めます。
- ◇ 文化活動への振興と普及を図るため、文化協会や文化サークルなどの活動支援に努めます。また、文化芸術とのふれあいの機会の提供や自主文化事業に取り組み、文化活動を担う人材の育成や多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◇ 豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む文化芸術活動を支援するため、日頃の学習成果の発表、スキルアップ機会の提供に努めます。

取組指標	現状値 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R10)
須恵文化ホール自主文化事業の来場者数 (人)	780	800	800
あさぎり町文化協会加入団体数 (団体)	35	35 現状維持に努める	35 現状維持に努める

イ 文化財の保存・活用（保存、文化財理解、郷土愛）

【施策の方向性】

かけがえのない財産である文化財を次世代へと継承するため、普及活動や活用事業をとおして、町民の文化財に対する意識や関心を高め、町民との連携・協働による文化財の保存・活用を図ります。文化財への町民の理解を深めることで、ふるさと「あさぎり」への愛着や誇りの醸成を図ります。

【主な取組】

- ◇ 指定文化財の管理事業や修復事業などを計画的・継続的に行います。
- ◇ あさぎり町が保有する文化財について、その整備や保存、保護に努めます。
- ◇ 個人所有の文化財については、所有者に保護対策の助言を行い、文化財の保護に努めます。
- ◇ 未指定文化財も含めた地域の文化財の総合的・一体的な保存・活用の推進を目指し、文化財及び埋蔵文化財の調査研究を行います。
- ◇ 小中学校の児童生徒や教職員及び町内各種団体の要請に応じて、文化財についての出前講座を実施したり、郷土資料を提供したりするなどの郷土学習を推進します。
- ◇ 文化財収蔵庫を活用し、児童生徒をはじめ多くの町民に学習の場を提供します。
- ◇ 地域の文化財の利活用に努めるとともに、現地説明板の設置や周辺環境の整備などを行います。
- ◇ 文化財講座をはじめとする普及活用事業をとおして、町内の文化財の広い周知を目指します。

取 組 指 標	現状値 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R10)
文化財に関する出前講座の依頼件数（件）	1 8	1 5 以上	1 5 以上
あさぎり町文化財講座の受講者数（人）	1 2 8	1 3 6	1 3 6

ウ 伝統芸能の保存・継承

【施策の方向性】

伝統芸能を次世代へ継承し広げていくためには、伝統芸能保持団体が意欲的に活動したり、後継者を育成したりする環境を整えることが重要です。また、伝統芸能を学ぶことは郷土を理解し誇りをもつことにつながることから、さらに町内の伝統芸能や伝承文化の保存と継承に努めます。

【主な取組】

- ◇ 伝統芸能保持団体等が意欲的に活動・後継者育成を行うために、必要な指導・助言・支援を行います。
- ◇ 伝統芸能の後世への継承につながる記録の作成に努めます。

(4) 人権尊重の推進

ア 人権教育・啓発の推進

【施策の方向性】

人権尊重の意識や行動が定着するよう、様々な人権問題について、あらゆる機会をとらえて人権教育と人権啓発を推進します。

【主な取組】

- ◇ 熊本県人権教育・啓発基本計画^{※28}に重要課題と位置付けられている次の14項目及び様々な人権課題について、あらゆる機会を活用して啓発するとともに、関係各課とも連携しながら身近な人権課題の解決に努めます。
- ①女性の人権 ②こどもの人権 ③高齢者の人権
④障がい者の人権 ⑤部落差別（同和問題）
⑥外国人の人権 ⑦水俣病をめぐる人権
⑧ハンセン病回復者及びその家族の人権
⑨感染症・難病等をめぐる人権 ⑩犯罪被害者等の人権
⑪拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 ⑫災害と人権

※28：熊本県人権教育・啓発基本計画【第5次改訂版】参考

⑬インターネットによる人権侵害

⑭性的指向・性自認に関する人権

様々な人権課題（ハラスメント、アイヌの人々の人権、ホームレスの人権、刑を終えて出所した人等の人権、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権、新たな人権課題等）

◇ 人権擁護委員等、関係機関と連携しながら人権尊重の意識を高める効果的な取組に努めます。

◇ 人吉球磨人権教育研究協議会が行う研究大会をはじめ、人権に関する学習機会を積極的に活用し、地域の人権啓発リーダーの育成に努めます。

6 計画の推進

(1) 教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携

教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけでなく、町長部局が所管する分野も含むため、あさぎり町の組織が一体となって、施策の横断的・総合的な推進を図ります。また、国や県の教育施策の状況、本町の最上位計画であるあさぎり町総合計画に基づく教育施策の進捗状況、関連計画の施策や事業の進捗状況などとの整合を図り、本計画に定める施策の円滑な実施に努めます。さらに、本計画に関わる施策の着実な実施に当たっては、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動などの学校との一体的な取組も含め、家庭や地域、様々な組織、関係団体などと連携・協働し、それぞれの教育力を結集して社会全体で本計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理と見直し

本計画の推進に当たっては、P D C A サイクル（P l a n（計画）→ D o（実行）→ C h e c k（評価）→ A c t i o n（改善）のマネジメントサイクル）の考え方にに基づき、重点アクションにおける成果目標の進捗管理を行うとともに、本計画の推進に係る適切な事業経費配分にも十分に留意しながら、実効性のある計画推進に努めます。また、重点アクションの内容を実現するための施策や事業の評価を踏まえ、総合的に進捗管理を行っていきます。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や財政状況など、あさぎり町の教育行政を取り巻く環境や課題の変化に柔軟かつ適切に対応するために必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

さらに、国の制度や施策の変更、教育改革の動きに適切に対応していきます。

(3) 計画の周知

計画の推進を図るためには、町民一人一人が主体となって、自らが学び、教育についての関心を高め、相互に連携しながら社会全体で施策の推進に取り組んでいく必要があります。

そのため、本町における教育の課題や目指すべき教育の姿と人間像、取組の内容などが共有できるよう、様々な機会を通じて関係者への周知を図ります。また、広報紙やホームページなどによる積極的な情報発信を行います。

第4期 あさぎり町教育振興基本計画
令和7年

発行 あさぎり町教育委員会

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東1774番地

TEL 0966-45-7226

FAX 0966-45-7227